

イタリア民事司法の崩壊？

——破毀院の危機——

中 村 壽 宏

- 一 はじめに
- 二 イタリアの破毀院と上告制度
 - (一) 破毀院 (Corte Suprema di Cassazione)
 - (二) 上告制度
- 三 イタリアの上告制度の破綻の危機——Proto-Pisani教授の指摘
 - (一) 事件処理能力が破綻したイタリア破毀院
 - (二) イタリア破毀院に危機的状況をもたらした原因
 - (三) Proto-Pisani教授の提言
- 四 おわりに——当の破毀院はどう考えているのか

一 はじめに

このタイトルをみて「そんな大袈裟な」と笑われたかもしれない。だが、「破毀院の平均審理日数一二〇〇日」「破毀院の未済事件数がついに一〇万件突破」と聞いて、なお大袈裟と断じることができるだろうか。

イタリアは一九九〇年代に民事訴訟手続の大改革を行い、一度、民事司法制度崩壊を回避しようと試みたことがある。そのときの、つまり九〇年代の司法制度改革は、事実審理手続の簡素化と民事第一審裁判所の組織改編が図られた点に特徴があり、改革の対象は民事訴訟法から裁判所組織法関係にまでおよび、手続と組織の双方について抜本的に構造改革を目指すものであった。⁽¹⁾ この改革は一定の成果を得て、その後この九〇年代の司法制度改革では手つかずのまま残されていた上訴制度についても二〇〇六年民訴改正法⁽²⁾によって近代化が図られた。

ところが、近年、別の観点からイタリア民事司法制度崩壊の危機が指摘されている。二〇〇七年二月にイタリア破毀院においてなされた Andrea Proto-Pisani フィレンツェ大学法学部教授によるその警告は「上告制度の危機——もはや先送りにできないある種の選択の必要性」と題されて公表されたが、その内容は、まさに二〇〇六年に制度改正された民事上告制度について組織的破綻の危機を指摘するものであった。

本稿は、この Proto-Pisani 教授の報告を紹介し、その前提として（我が国ではあまり馴染みがないであろう）イタリア民事上告制度の解説を加えながら、イタリア破毀院における民事司法の現況を俯瞰するものである。以下、まずイタリアの民事訴訟における上告制度について、それを取り扱う裁判所である破毀院、そして上告審手続の概要を説明し、ついで Proto-Pisani 教授の指摘する「民事司法の危機」を紹介することにする。

二 イタリアの破毀院と上告制度⁽⁴⁾

(一) 破毀院 (Corte Suprema di Cassazione)⁽⁵⁾

1 破毀院の構成

破毀院は、三審制⁽⁶⁾における最上級審として位置づけられる、通常の民事司法においては最高位の裁判所である。⁽⁷⁾

二〇〇八年一〇月現在、破毀院には、破毀院長および副院長のもとに、裁判機関として民事分野に五部（うち、第四部は「労働部 (Sezione Lavoro)」第五部は「租税部 (Sezione Tributaria)」である。）および民事連合部が、刑事分野に七部と刑事連合部が、それぞれ設置されている。連合部 (Sezione Unite) は、管轄や裁判権の衝突の問題を取り扱うほか、特に重要な新しい法的論点について各部が異なる見解を示す傾向が見られるときに、統一的な判断を示す機関として機能する⁽⁸⁾。また、これらから独立して、破毀院の判決から法律解釈上の原理ないし原則を抽出して整理する部署として判例局 (uffici del Massimario Civile, del Massimario Penale) があり、相当数の裁判官が配属されている⁽⁹⁾。

また、判検一元のイタリアにおいては、検察官 (pubblico ministero) が職務を執る検察庁は各裁判所に付属するという位置づけであるが（裁判所組織法二条、当然破毀院にもそれがあり、民事刑事に関わりなく破毀院のすべての裁判に関与することができる検察官として検事総長 (Procuratore generale presso Corte di cassazione) 以下数名の検察官が配属されている。

2 破毀院の権限

破毀院の任務の本質は、裁判所組織法六五条一項によれば「法律の遵守と解釈の統一」を保障するところにある。日本の最高裁判所と同様に、破毀院には事実については新たに審理する権限がなく、原審の裁判が正しく法律を適用しているかどうかを審査することが主任務となる。

また、破毀院の判断には（コモン・ローにおける判例法のような）法源性は認められず、しかし一方で、前述の破毀院判例局が法律解釈を整理して公表することにより、それは下級審の裁判官に対しては尊重すべき先例として機能し、その結果として事実上法解釈の国内的統一が図られることになる⁽¹¹⁾。

破毀院の裁判は、部においては五名の裁判官、連合部においては九名の裁判官の合議で行う（裁判所組織法六条一項）。

なお、法律や処分に対するいわゆる違憲審査権は憲法裁判所の権限に属するものであって、破毀院はそれに関与しない。

(二) 上告制度⁽¹³⁾

1 本質

イタリア民事訴訟法⁽¹⁴⁾における上告（ricorso per cassazione…破毀申立）制度も、日本のそれと本質的な部分は変わらない。すなわち、前述の通り、いわゆる事後審としての法律審たる性格を有しており、上告理由も制限されている。ただし、手続に関しては、後述の通り特徴的に異なる点も存在する。

2 原則的な上告理由

民訴三六〇条一項において適法な上告理由とされているのは、

一号 裁判権に関する理由、

二号 管轄規整が定められていない場合における管轄違背、

三号 法律および公務員労働協約の規定に関する、違反または適用の誤り、

四号 判決または手続の無効、

五号 原判決において争点となりかつ判決理由となった事実に関する、理由の不備または齟齬、⁽¹⁵⁾
である。

また、二〇〇六年の民事訴訟法改正で導入された制度として、次のようなルールが上告制度に追加された。

まず、上告理由を生じた問題についての判断が終局判決ではない裁判によるときは、直ちに上訴可能とはならない。一方、終局判決に対しては、直ちに上告申立をすることができる（民訴三六〇条三項）。

さらに、判決以外の形式でなされた処分であっても、それが人権に影響を与えるものである限り、破毀院に処分の破毀を求めることができることとなった（民訴三六〇条四項⁽¹⁶⁾）。これは、イタリア憲法一一一条七項前段が規定する「通常裁判所または特別裁判所の判決および人身の自由に関する処分に対しては、法律違反を理由としていつでも破毀院に上訴することができる」という憲法上の要請を具体化するものである。

3 「法律の価値の維持」のための検事総長による上告

イタリア民事訴訟において特徴的な上告の形態として、「法律の価値の維持のための上告申立（Ricorso nell'interesse della legge）」（民訴三六三条）がある。

これは、原審の裁判に破毀相当と考えられる上告理由、とくに法解釈上の問題点があるにもかかわらず、訴訟当事者がその点を争うための上告をしない場合において、法律解釈の精密性と一貫性を維持する目的でなされる、検事総長によって提起される上告である⁽¹⁷⁾。

この制度は、従来から民事訴訟法に規定されていたが、二〇〇六年民訴改正法によって曖昧だった条文の文言が精密に規定し直され、内容がより具体的になった。

まず、検事総長は、当事者が上訴期間内に上告を申し立てずもしくは上告を取り下げたとき、または処分が法制度上上告できずかつ他の上訴方法もないときは、重要な法的論点について法律の解釈上の齟齬や不明瞭な点を取り除くことによって法律の価値を維持するために、事実審の裁判官が従うべき法理論（principio di diritto）を

明確に示したうえで事件を原審に差し戻すことを、破毀院長に対して求めることができる（民訴三六三条一項）。この申立に際しては、検事総長は、訴訟上の請求の根拠となった事実と法律上の原因を概括的に説明しなければならない。この申立を受けた破毀院長は、検事総長に指摘された論点が極めて重要と考えるときは、破毀院連合部に対して法理論を明瞭にするための裁判を命じることができる（民訴三六三条二項）。

また、法律解釈の正確性と一貫性の維持の必要性は、当事者が上告を申し立てた場合においても、当事者が上告においてその重要な論点に言及しなかったならば、なお存在すると言わなければならない。そのため、二〇〇六年民訴改正法で、新たに破毀院の職権による法理論の判示の制度が導入された。すなわち、破毀院は、上告を不適法として却下する場合であっても、事案に重要な法律解釈の問題が存在すると判断したときは、職権で法理論を判示することができるようになった（民訴三六三条三項）。

4 上告審の手続

イタリアの上告審の手続は、次のように進行する。

まず、原判決の破毀を求める当事者は、必要的記載事項（民訴三六六条）を充分に記述した適式な申立書を相手方当事者に執行官を通じて送達し、それが完了してから二〇日以内に破毀院の書記官室に必要書類を添えて申立書を寄託する。また、同時に、当事者は原審に破毀院への一件記録送付を申し立てなければならない（民訴三六九条）。

これを受けて、被上告人は、必要ならば答弁書を提出する（民訴三七〇条）。また、理由がある限り、付帶上告申立も許される（民訴三七一条）。

ついで、連合部に配点された事件については破毀院長が、それ以外の場合には当該部の長たる裁判官が、弁論

期日または合議室における審理期日を決定して当事者に通知する（民訴三七七条）⁽¹⁸⁾。

弁論期日においては、報告担当裁判官が原審の裁判の内容について重要な論点および判決に影響を及ぼしたと思われる事実の指摘等を行い、次に各当事者の訴訟代理人⁽¹⁹⁾がそれぞれ主張を行い、最後に破毀院付きの検察官が所見を述べる（民訴三七九条）。その後、合議が行われる。

裁判の種類は日本のそれと大差がなく、前述の却下・棄却の裁判のほか、破毀差戻し（民訴三八三条）および破毀自判（民訴三八四条2項後段）のいずれかをする。とくに、法律および公務員労働協約の規定に関する違反または適用の誤りを理由とする上告理由（民訴三六〇条一項三号）を認めて差戻しをする場合は（または他の上告理由の場合であっても極めて重要な問題があるときは）、破毀院は事実審の裁判官が従うべき法理論を判示する（民訴三八四条）。

三 イタリアの上告制度の破綻の危機——Proto-Pisani教授の指摘

（一）事件処理能力が破綻したイタリア破毀院

1 破毀院の現状

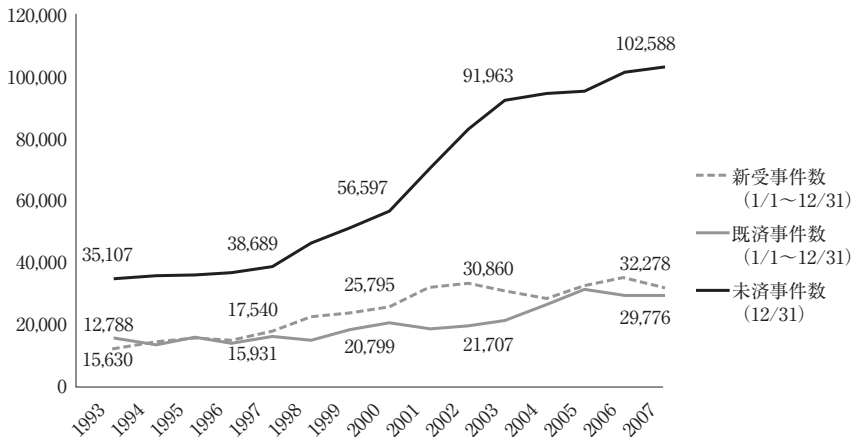
Proto-Pisani教授が指摘するイタリア民事司法の危機とは、すなわち「破毀院の事件処理能力と上告事件数の不均衡」である。つまり、上告新受事件数の増加に破毀院の処理能力が追いつかず、未済事件数の累積が無視し得ない状況を呈しており、このままでは破毀院が機能不全に陥ることが明らかだと指摘しているのである。⁽²⁰⁾

I イタリア破産院における事件数の動向

表 I-1 イタリア破産院 司法年度別 新受／既済／未済事件数／平均審理日数

	新受事件数		既済事件数		未済事件数		平均審理日数	
	実数	増加率 (%)	実数	増加率 (%)	実数	増加率 (%)	書類上	実 質
1993	12,788	—	15,630	—	35,107	—	—	—
1994	14,642	14.5	13,555	− 13.3	36,194	3.1	923	—
1995	15,841	8.2	15,608	15.1	36,427	0.6	843	—
1996	14,846	− 6.3	14,193	− 9.1	37,080	1.8	924	—
1997	17,540	18.1	15,931	12.2	38,689	4.3	826	—
1998	22,664	29.2	15,519	− 2.6	45,834	18.5	808	—
1999	23,898	5.4	18,575	19.7	51,056	11.4	833	—
2000	25,795	7.9	20,799	12.0	56,597	10.9	843	—
2001	31,905	23.7	19,111	− 8.1	69,389	22.6	901	—
2002	33,332	4.5	19,929	4.3	82,791	19.3	1,043	866
2003	30,860	− 7.4	21,707	8.9	91,963	11.1	1,213	965
2004	28,577	− 7.4	26,522	22.2	93,726	1.9	1,230	917
2005	32,514	13.8	31,177	17.6	95,081	1.4	1,082	966
2006	35,169	8.2	29,641	− 4.9	100,805	6.0	1,103	909
2007	32,278	− 8.2	29,776	0.5	102,588	1.8	1,196	954

図 I-1a イタリア破産院 司法年度別 新受／既済／未済事件数



2 未済事件数の爆発的増加

Proto-Pisani 教授の指摘は、破毀院の事件処理に関するデータの分析結果に根拠をおいている。⁽²¹⁾ 破毀院の活動と現状については、毎年一月頃に公表される白書によって知ることができるので、ここでそのデータを見てみることにしよう。⁽²²⁾

まず、Proto-Pisani 教授が最初に指摘しているのは、破毀院の新受事件数と既済事件数の関係である。二〇〇七年度版白書に掲載された図表で把握できる一九九三年から二〇〇七年までの推移を見ると、一九九四年以降は常に既済事件数は新受事件数を下回っている。⁽²³⁾ 当然、未処理の事件は累積する一方となり、未済事件数は一九九七年頃から急上昇をはじめ、二〇〇六年には一〇万件を突破するに至った〔表 I-1〕および〔図 I-1a〕参照〕。事件数を比較すると、急上昇を始める一九九七年の未済事件数が三八、六八九件であるのに対し、五年後の二〇〇二年には八二、七九一件（二・一四倍）となり、一〇年後にあたる二〇〇七年には一〇二、五八八件（二・六五倍）となっている。

3 一二〇〇日に及ぶ平均審理期間

ここまで未処理事件の堆積が進行すると、一件の処理にかかる時間も合理的なものであるはずがない。白書が公表している破毀院の平均審理時間の推移〔表 I-1〕および〔図 I-1b〕参照〕を見てみると、一九九四年から二〇〇一年までは八〇〇～九〇〇日であったが（単純に比較できるわけではないが、それでも日本と比べると驚くべき日数である）、⁽²⁴⁾ 二〇〇二年には平均一〇〇〇日を突破し、現在ではほぼ一二〇〇日となっている。確認しておくが、これは破毀院における事件受付から終結までである。

事件が殊更に複雑で審理に慎重を期すことが要請されるならばともかく、ただ単に三年半近く結論を待たされ

図 1-1b イタリア破産院 司法年度別 平均審理日数

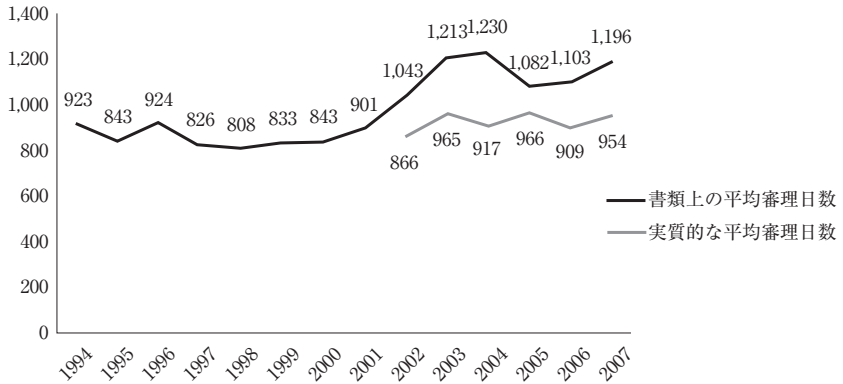
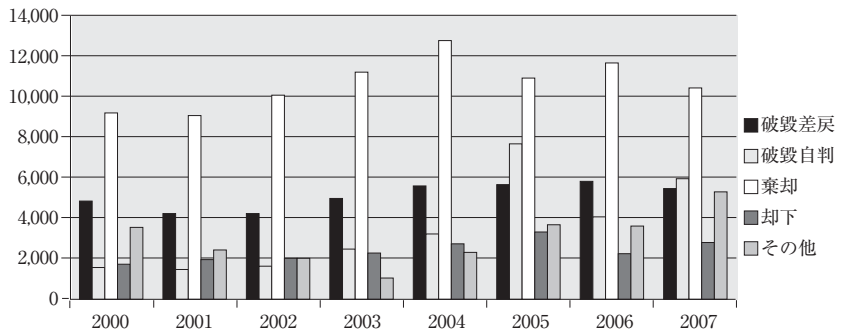


表 1-2 イタリア破産院 司法年度別
終局区分別既済事件数／平均裁判官数／平均処理件数

	終局区分別既済事件数						生産性	
	破毀差戻	破毀自判	棄却	却下	その他	合計	裁判官数	処理件数
2000	4,846	1,526	9,223	1,717	3,487	20,799	134	155.22
2001	4,241	1,438	9,065	1,943	2,424	19,111	128	149.30
2002	4,229	1,661	10,061	1,952	2,026	19,929	140	142.35
2003	4,910	2,412	11,199	2,233	956	21,710	144	150.76
2004	5,539	3,243	12,797	2,659	2,284	26,522	142	186.77
2005	5,675	7,683	10,908	3,265	3,646	31,177	148	210.66
2006	5,810	4,094	11,656	2,233	3,567	27,360	134	204.18
2007	5,402	5,894	10,419	2,761	5,300	29,776	130	229.05

図 1-2 イタリア破産院 司法年度別 終局区分別既済事件数



るだけであるならば、これはヨーロッパ人權条約六条一項が求める「公平な裁判所により合理的な期間内に公正な公開審理を受ける権利」を実現しているとは言い難い状況にあるといえよう。⁽²⁵⁾

4 破綻しつつある裁判官の事件負担能力

山積する未済事件を処理するためには、劇的な裁判官増員をしない限り、現職の裁判官にさらなる負担を要求することになるが、これも限界に達しつつあるようである。

破毀院の裁判官の人数は、Proto-Pisani教授が危機を指摘した二〇〇六年度の時点で一三四名、さらに二〇〇七年には一三〇名に減っている。これらの人数で既済事件数を割れば各裁判官の単純な処理件数ないし負担の程度がわかるが、それを司法年度ごとに示したのが「表1-2」である。二〇〇七年には、一人の破毀院裁判官が平均して年間約二三〇件の判決を起案していることになる。

ただ、この大半がいわゆる三行半判決であるならば問題はないように思えるが、この点はどうだろうか。Proto-Pisani教授は、既済事件数から上告理由そのものの精査を要しない「比較的単純な判決で済ませることが出来る」事件等の件数を控除して、「相当複雑な起案を要する」事件の数を裁判官数で控除する分析を行ったが、その場合においても破毀院裁判官の負担は軽くはならないと指摘する。⁽²⁷⁾最新の二〇〇七年度の数値を用いてこれを再度検証してみよう（「表1-2」および「図1-2」参照）。既済事件二九、七七六件のうち、上告理由の精査を要しない「却下」「無効」などが八、〇六一件あるので、破毀院裁判官が上告理由の内容を吟味すべき事件は二一、七一件となる。これを一三〇名の裁判官で単純に負担したと考えると、一人あたりの処理事件数は一六七件になる。これは、日本の例と比較すると、実にほぼ四倍の数値である。⁽²⁸⁾

これほどの数の判決の起案を裁判官に要求するとなれば、最上級裁判所の裁判官に要求されるレベルでの問題

点の精査と法的論点に対する綿密な検討は、もはや期待できないといえよう。⁽²⁹⁾

(二) イタリア破毀院に危機的状况をもたらした原因

1 Proto-Pisani 教授の推論

以上のようなイタリア破毀院の事件処理能力の破綻は、どこに原因があるのだろうか。この点について、Proto-Pisani 教授は、この状況のそもそもの原因は前述の二〇〇六年の上訴制度改革にあるとみている。

二〇〇六年民訴改正法は、第一審判決に対する一般的上訴不能事由を規定する条項を設けることによって（上訴に値する事件を選別する）フィルターを機能させることを企図していたのであるが、同時に進行していた破産法改正⁽³⁰⁾や動産執行制度改正⁽³¹⁾が上訴不能事由に関する個別規定をそれぞれの法律に盛り込んでしまったため、結局二〇〇六年民訴改正法は上訴不能事由の一般条項化を見送った。

その一方で、あるいはそれに加えてと言うべきか、むしろ適法とされる上告理由は拡張された。すなわち、実質的法律解釈に関する唯一の上告理由を規定する民訴三六〇条一項三号が、従来は「法律の規定に関する違反または適用の誤り」と規定して対象を法律に限定していたのに対して、二〇〇六年民訴改正法は公務員労働協約の解釈適用違反も対象に加えた。⁽³²⁾さらに、前述の「法律の価値の維持のための上告申立」に関して、二〇〇六年民訴改正法が破毀院の職権による法理論の判示の制度（民訴三六三条三項）を導入したこともまた、破毀院の負荷上昇の要因の一つになっているとも考えられる。⁽³³⁾

2 イタリア下級裁判所の状況

一方、Proto-Pisani 教授は、この分析において下級裁判所の動向についてはなにも触れていない。しかし、

破毀院の事件数の増加が下級裁判所の事件数の増加の結果によるものであるのかどうかは、見極めなければならない重大な問題であろう。事件数の増加の根拠がどこにあるのか——そもそも第一審事件数から増大しているのか、あるいはどこか特定の審級が停滞を生じているのか——を特定しなければ、有効な対策を考えることができないだろうからである。

そこで、下級裁判所の状況に関してイタリア司法省が公開している年次データに基づいて、二〇〇〇年から二〇〇五年までのデータを一覧にしたのが、「表Ⅱ-1」「表Ⅱ-2」「表Ⅱ-3」および「図Ⅱ-1」「図Ⅱ-2」「図Ⅱ-3」である。⁽³⁴⁾

これらの図表から、控訴院における事件数はコンスタントに増加しつつあり、新受事件数は五年でほぼ倍になっていることがわかる。また、新受事件数と既済事件数の関係から、控訴院の処理能力もまた破綻を生じつつある（しかも回復する兆しも見えない。）と言えよう。

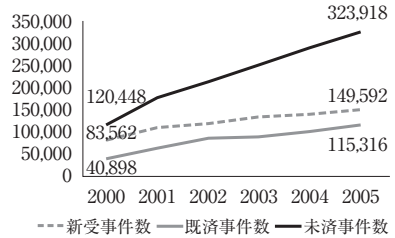
ところが、地方裁判所について言えば、大きな破綻を生じているようには見えない。確かに、地方裁判所においてはこれまで既済事件数が新受事件数を上回る健全な状態にあったところ、それが二〇〇五年について逆転した点において今後の推移は予断を許さないとと言える。しかし、当面は控訴院のような新受事件数の爆発的增加が生じる気配はなく、今後もしばらくは大きく破綻することはないように思われる。

日本の簡易裁判所にあたる治安裁判官裁判所の事件数は、もう一つの簡易裁判所であった法務官裁判所の廃止以降増加しつつあり、やはり新受事件数は五年で一・五倍になっている。しかし、治安裁判官裁判所の判決に対する控訴審は地方裁判所が担当することから、地方裁判所の事件数に大きな破綻がみられない以上、治安裁判官裁判所の事件数増加は地方裁判所でせき止められて、控訴院に影響を与えていないはずである。そのことを確かめるために、地方裁判所における（治安裁判官裁判所の判決に対する）控訴事件の事件数の推移をまとめたものが、

Ⅱ イタリア下級審における事件数の動向

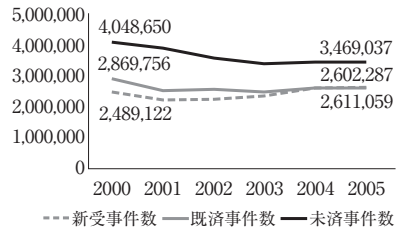
表Ⅱ-1・図Ⅱ-1 控訴院 司法年度別 新受／既済／未済事件数／平均審理日数

	新受件数	既済件数	未済件数	平均日数
2000	83,562	40,898	120,448	—
2001	109,050	66,349	176,342	645
2002	119,954	86,368	212,143	694
2003	132,039	90,689	253,429	763
2004	138,379	102,271	289,608	823
2005	149,592	115,316	323,918	—



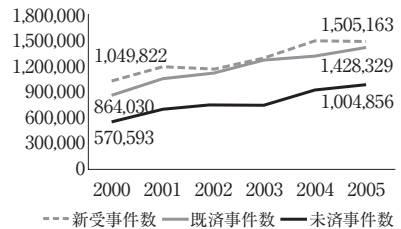
表Ⅱ-2・図Ⅱ-2 地方裁判所 司法年度別 新受／既済／未済事件数／平均審理日数

	新受件数	既済件数	未済件数	平均日数
2000	2,489,122	2,869,756	4,048,650	—
2001	2,248,889	2,505,667	3,907,854	620
2002	2,238,963	2,556,185	3,561,707	566
2003	2,367,521	2,448,099	3,433,863	527
2004	2,556,409	2,607,076	3,456,703	499
2005	2,611,059	2,602,287	3,469,037	—



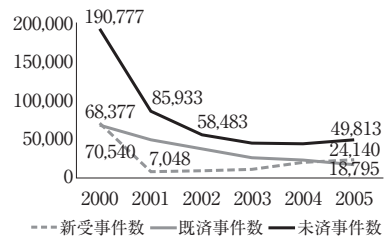
表Ⅱ-3・図Ⅱ-3 治安裁判官裁判所 司法年度別 新受／既済／未済事件数／平均審理日数

	新受件数	既済件数	未済件数	平均日数
2000	1,049,822	864,030	570,593	—
2001	1,198,261	1,061,272	704,748	206
2002	1,179,406	1,126,112	763,844	233
2003	1,288,874	1,283,353	749,345	212
2004	1,494,732	1,324,878	941,002	222
2005	1,505,163	1,428,329	1,004,856	—



表Ⅱ-4・図Ⅱ-4 地方裁判所 司法年度別 控訴事件 新受／既済／未済事件数

	新受事件数	既済事件数	未済事件数
2000	70,540	68,377	190,777
2001	7,048	49,400	85,933
2002	8,185	36,184	58,483
2003	11,978	26,549	46,447
2004	19,830	22,947	44,037
2005	24,160	18,795	49,813



「表Ⅱ-4」および「図Ⅱ-4」である。二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて新受事件数と未済事件数が急激に減少した⁽³⁵⁾後、二〇〇一年以降は緩やかな増加にとどまっており、なるほど地方裁判所の処理能力を極端に圧迫する要因とはなっていないようである。

以上の状況を勘案すると、破毀院の現在の状況を生じさせたのは単に破毀院が怠慢なのではなく、また單純に民事訴訟事件が増加したことによるものでもなく、上訴率の上昇に原因があることがわかる。

(三) Proto-Pisani 教授の提言

1 法治国家の健全性がもたらす破毀院の事件数増加

破毀院の危機的状況に対して、Proto-Pisani 教授は、今なすべきことは小手先の制度改革ではなく、むしろ必要なのは破毀院に対する従来のイメージを打破するような意識改革を断行する勇氣である。そのうえで、必要な立法上の措置あるいは司法組織の再編をするべきであると主張する⁽³⁶⁾。

そもそも、Proto-Pisani 教授は、前述した上告理由の拡大に伴う上訴率の上昇あるいは破毀院の事件数増加は、むしろ法治国家のありようとしては健全であると考えている⁽³⁷⁾。すなわち、例えば破毀院の事件数増加は、破毀院民事第五部（租税部）の設置による租税関係事件に対する国家最高司法機関の体制強化や前述の民訴三六〇条一項三号の文言修正による公務員労働協約違反に対する上告可能性の付与などに象徴されるような上告対象事件の拡大傾向は、法律問題の最終判断はすべからず破毀院が担うべきであるという法治国家の進歩的前進の証であるということである。そして、今後は、最終的司法判断のチャンスが未だ破毀院に与えられていない国務院や会計検査院⁽³⁸⁾の裁判に対しても、法律違反に対する破棄申立を認めることになっていくだろうと Proto-Pisani 教授は予測する⁽³⁹⁾。

つまるところ、Proto-Pisani 教授は、「破毀院における「上告対象事件の拡大による事件数の増加」は破毀院ないし上告制度の危機と見なすべきではなく、形式的に上告理由に該当するだけで法的問題点を検討する価値の乏しい上告事件の増加や、破毀院においてだけでも平均一二〇〇日に迫ろうという合理的な期間とは決して言えないイタリア民事訴訟の長すぎる審理期間こそが、司法の危機と考えているのである。

2 Proto-Pisani 教授が求める意識改革

では、Proto-Pisani 教授はどのような意識改革を求めているのか。教授は、その主張の中で 2 つの選択肢を提示している。

(一) 新たな基準による上告申立の制限

その一は、「法の下の平等を保障するために、判例の精密性と一貫性を維持すること」という破毀院の任務を重視し、その観点からまさに破毀院における審理に値する事件のみを受理することによって事件数を低減するというものである。このモデルにおいては、破毀院は、形式的に上告事由にあたるかどうかだけではなく、一般的に重要と思われる論点を含みかつそれについて判例がない上告のみを裁判することになるという。⁽⁴⁰⁾

しかし、この発想は上告申立を新たな基準を用いて絞り込もうとするものであり、憲法一一一条七項が保障している「法律違反を理由として、いつでも破毀院に上訴することができる」という文言に抵触する可能性がある。この点に関し、Proto-Pisani 教授は、憲法一一一条は七項の「上告可能性の保障」と二項の「裁判の適正期間の保障」をバラレルに規定しているのであり、その両者のバランスが必然的に求められると主張する。⁽⁴¹⁾つまり、「上告可能性の保障」という憲法的価値の優位性は絶対のものではなく、「裁判の適正期間の保障」というもう一つの憲法的価値が脅かされている現状においては、その後退もある程度やむを得ないということであろう。

(二) 第三審モデル

Proto-Pisani教授が示すもう一つの選択肢は、破毀院をいつそのこと本案の裁判を行う第三審と位置づけ、原審への差戻しを極力回避することによって、相対的に一件の事件全体の審理期間を短縮しようとするものである。⁽⁴²⁾

この発想は、民事訴訟法三八四条の改正にヒントを得たものであるという。民訴三八四条二項後段は破毀自判に関する規定であるが、二〇〇六年民訴改正法によって第三項が新設され、そこで「破毀自判のための弁論」の手続が定められたのである。すなわち、破毀院がその裁判が重要な法律問題に関わると判断したときは、上告申立にその旨の記載がないときであっても、破毀院は破毀院付き検察官および両当事者に対してその法律問題に対する書面による弁論の機会を与え、職権でその点についての裁判をすることができるとしたのである。その結果、破毀院が重要な法律問題を解決するために発案した法理論によって被上告人が不意打ち的に敗訴すること避けるために（あるいは、Proto-Pisani教授は言及していないが、かえって被上告人に有利な裁判をする可能性がある以上）、本来は義務的ではないはずの付帶上告申立（民訴三七一条）が被上告人に事実上義務づけられるのではないかとさえ予測されるのである。⁽⁴⁴⁾

このモデルが採用される場合は、上告理由が民訴三六〇条一項五号つまり「判決理由の不備または齟齬」であるときは破毀院は原則として本案の裁判をすることになるのだらうし、原審への差戻しは「破毀院においてすることができない追加の事実審理をどうしても行わなければならない」場合だけに限定されることになるのだらう。Proto-Pisani教授は、その場合でも破毀院は判例の精密性と一貫性の保障という本来の任務を連合部において果たし続けることができるだろうし、一方で事件の審理期間を短縮することができる（つまり差戻審をしなくて済む。）ことによってヨーロッパ人権宣言あるいはイタリア共和国憲法が求める「裁判の合理的期間」の実現に近づける

だろうと考えている。⁽⁴⁵⁾

四 おわりに——当の破毀院はどう考えているのか

統計的数値の年次推移を見る限り、Proto-Pisani 教授の危惧は杞憂とは言えないことは明らかである。しかし、Proto-Pisani 教授が手にして迫るその二つの選択肢のいずれも、破毀院ないしイタリア法曹界にとっては受け容れがたいものであるかもしれない。

第一の選択肢、すなわち新基準による上告事件の絞り込みに対しては、(Proto-Pisani 教授は容認できるはずだと主張するが) 明らかに憲法一一一条七項に対する違憲性の問題が生じるであろう。一方、第二の選択肢は、実際に存在する民事訴訟法の規定を活用するものであるから違憲性の問題は生じない。確かに、二〇〇七年の実績で破毀院既済事件数のほぼ一八%にあたる五四〇〇件余の破毀差戻しの相当部分を破毀院で自判せよと迫るものであるとしても、そもそも破毀差戻しの場合でも事案に応じた相当複雑な判決の起案をしているのだから、いっそ本案判決を起案せよという改革を求めても実際のところ裁判官の作業量はあまり変わらないのかもしれない。しかし、前述のように民訴三八四条は破毀院付き検察官の所見の表明を求めているのであり、おそらくは現状の体制ままでは引き受けがたい検察官の負担増を招くことは明らかかなように思える。⁽⁴⁶⁾

この現状に対して、当の破毀院はどのように考えているのか。もちろん、破毀院自身も現状は正確に認識しており、緊急の対策が必要であることを白書において認めている。⁽⁴⁷⁾ ただ、破毀院としては、Proto-Pisani 教授ほど自由な提案は許されない立場もあってか、きわめてオーソドックスな対策をごく控えめに主張しているに過ぎない。すなわち、内部的改革としては組織の適正化をうたい、⁽⁴⁸⁾ 外部的改革としてはADRの活用による事件数自体の減

少を模索している⁽⁴⁹⁾。事件数の減少については、法律によって上告不許可となるケースを規定するという手法による民事裁判の合理化案⁽⁵⁰⁾が実際に議会上程されていることも白書は併せて紹介しているが、この法案の実現はいまだ不透明である⁽⁵¹⁾。

いずれにせよ、ここまで状況が逼迫しているので、この問題のさらなる展開あるいは事態の推移は今後数年間リアルタイムに観察する価値はあろう。イタリア破毀院の動向から、今後しばらく目が離せないといえよう。

(1) この九〇年代のイタリア民事司法改革については、中村壽宏「イタリア民事訴訟法改正における訴訟手続の迅速化」法学政治学論究 第二〇号（一九九四）一二五頁以下、中村壽宏「イタリア共和国の『民事訴訟に対する緊急措置』法」国際商事法務 第二二巻第四号（一九九四）三二六頁以下・第五号四七一頁以下・第六号六一〇頁以下、中村壽宏「イタリア共和国の新しい少額事件裁判所——治安裁判官の成立の経緯と本質」九国第二巻第一号（一九九五）一四七頁以下、において報告している。

(2) D.L. 2 febbraio 2006, n. 40, “Modifiche al codice di procedura civile in materia di processo di cassazione in funzione nomofilattica e di arbitrato, a norma dell’articolo 1, comma 2, della legge 14 maggio 2005, n. 80.”

(3) Andrea Proto-Pisani, *Crisi della Cassazione: la (non più rinviabile) necessità di una scelta*, Foro it., 2007, V, p. 122.

(4) イタリアの司法制度全般に関しては、森征一「司法・軍事・警察」馬場康雄・岡沢憲芙『イタリアの政治』六一頁（早稲田大学出版部、一九九九）以下に詳しい。

裁判所組織については、同六五頁以下に説明されているが、日本の簡易裁判所に相当するものとして紹介されている「治安裁判官裁判所：Ufficio del Giudice di Pace」と「法務官裁判所：Pretura」のうち、後者は一九八九年に廃止されている。

現在イタリア共和国に存在する司法権に属する裁判所と検察庁は、以下の通りである。

・治安裁判官裁判所（Uffici del Giudice di Pace）八四八ヶ所

- 地方裁判所 (Tribunale) および重罪地方裁判所 (Corte di Assise) およびそれに付随する地方検察庁 (Procure) 一六五ヶ所
 - 地方裁判所支部 (Sezione distaccate di Tribunale) 一一二〇ヶ所
 - 少年事件裁判所 (Tribunali per minorenni) 二九ヶ所
 - 控訴院 (Corti d. Appello) および重罪控訴院 (Corte di assise appello) およびそれに付随する高等検察庁 (Procure generali) 二九ヶ所
 - 破毀院 (Corte Suprema di Cassazione) およびそれに付随する最高検察庁 (Procura Generale) 一ヶ所
 - 公共用水高等裁判所 (Tribunale Superiore delle acque pubbliche) 一ヶ所
- その他、行政権に属する行政裁判機関として、州行政裁判所 (TAR : Tribunale amministrativo regionale) 国務院 (Consiglio di Stato) および会計検査院 (Corte dei Conti) がある。
- また、違憲審査権を持つ特別裁判所として、憲法一三四条以下の規定によって設置される憲法裁判所 (Corte Costituzionale) がある。
- (5) 破毀院については、森・前掲注(4)六八頁、に簡単に説明されている。また、イタリア破毀院のWEBサイト (<http://www.cortedicassazione.it/>) に、破毀院の機能の解説がある。
- (6) イタリアにおいては、民事訴訟の第一審として「地方裁判所」と「治安裁判官裁判所」があり、「地方裁判所」が第一審となった事件は「控訴院」「破毀院」の順に上訴され、「治安裁判官裁判所」が第一審となった事件は「地方裁判所」「破毀院」の順に上訴される。この点が日本の民事裁判の上訴制度とは異なる。
- (7) 裁判所組織法 (R.D. 30 gennaio 1941, n. 12, "ordinamento giudiziario") 六五条一項。
- 司法制度全体の頂点には別に憲法裁判所があるが、この裁判所は「国と州の法律および法的効力を有する行為の合憲性に関する争訟(憲法一三四条一項一号)」などを対象とする機関である。
- (8) イタリア民事訴訟法三七四条二項。Baldo Meo = Marcello Pacini, Come Funziona la Giustizia (Spring & Kupfer, 1995), p. 17.
- (9) 破毀院判例局の機能を説明するものとして、Crisanto Mandrioli, Diritto Processuale Civile II 19ed. (Giappichel-

ii, 2007), p.488. がある。

また、判例局には、法律上の人数制限はあるが、控訴院および地方裁判所の裁判官を当てることができるとされており（裁判所組織法六八条二項）、裁判官の訓練の場としても機能するものと思われる。

(10) 裁判官 (giudice) と検察官 (pubblico ministero) は併せて司法官 (magistrato) と呼ばれ、憲法上は同格と言ふよりは同源のものとして扱われている。この点については、森・前掲注(4)六二頁、に詳しい。

(11) イタリア法学においては、この機能をしばしば「法解釈の防衛 (Nomofilachia, funzione nomofilattica 直訳すると「感染予防措置」) と呼ぶ。この機能を詳細に解説するものとして、Nicola Picardi, Codice di Procedura Civile IV ed. (Giuffrè, 2008), p.1796.; Mandrioli, *op. cit.*, p.488. がある。

(12) 民事連合部は民事部の裁判官のみ、刑事連合部は刑事部の裁判官のみで構成する（裁判所組織法六七条二項）。

(13) 上告審手続の改正の経緯を詳説するものとして、Giorgio Grasselli, *il Nuovo Processo Civile dopo le Riforme del 2005 e 2006* (Giuffrè, 2006), p.83.; Picardi, *op. cit.*, p.1772. がある。

(14) イタリア民事訴訟法の邦訳として、飯塚重男・井坂光明・中村壽宏・藤井盛夫・松浦千誉『イタリア民事訴訟法典（一九九五年一月二〇日現在）』法務資料第四五五号（法務省大臣官房司法法制調査部、一九九六）、がある。ただし、その後も（本文で前述の通り、まさに上訴制度に関して）しばしば改正が行われていることに注意しなければならない。

(15) ただし、飛越上告の場合には法律解釈に関する上告理由（つまり三号）のみが許される（民訴三六〇条二項）。

(16) この憲法一一一条七項に導かれて新設された上告方法については、Mandrioli, *op. cit.*, p.474. のほか、Grasselli, *op. cit.*, p.95. に詳しい。

(17) 法律の価値の維持のための上告申立について、Mandrioli, *op. cit.*, p.489.; Picardi, *op. cit.*, p.1831. に詳しい。また、特に改正の趣旨と目的を詳説するものとして、Francesco Paolo Luido = Bruno Sassani, *La Riforma del Processo Civile* (Giuffrè, 2006), p.71. がある。

(18) 上告の不適法却下を宣言すべき場合や、管轄や裁判権の問題、上告取下げ以外の理由による上告手続の終結宣言をするべき場合など、上告の正当性あるいは手続上の問題の解決に関しては、合議室において審理をする（民訴三七

五条)。

(19) イタリアは弁護士強制主義を採用する(民訴八二条)。すなわち、日本の簡易裁判所に相当する治安裁判官裁判所における訴訟物の価額が低い手続を除き、民事訴訟手続においては当事者は必ず弁護士の補佐または補助を受けなければ訴訟行為をすることができない。とりわけ、破毀院における手続においては、破毀院で活動するための「特別名簿」に搭載された弁護士だけが代理人となることができる。この点については、Picardi, *op. cit.*, p.565. に詳しい。

(20) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.123.

(21) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.126.

(22) Proto-Pisani 教授の報告は二〇〇六年度版の白書をベースにしているようだが、現在は二〇〇七年度版が破毀院の WEB サイト (前掲注(5) 参照) 上で公開されている (Corte Suprema di Cassazione, RELAZIONE sull'amministrazione della giustizia nell'anno 2007, 25 gennaio 2008)。http://www.cassazione.it/relazione/relazione.htm は二〇〇七年度版のデータを参照して図表を組み直した。むろん、二〇〇六年度までの歴史的な統計値が変わっているわけではない。

(23) 実際には、一九九一年から一九九三年だけが例外であり、一九八〇年から今日まで、常に既済事件数は新受事件数を下回っているとされる (Proto-Pisani, *op. cit.*, p.122.)。

(24) 平成一九年度の既済事件の例 (平成一九年度版司法統計年報「民事・行政編第五六表」) でみれば、最高裁判所の民事・行政事件 (上告、上告受理および民事の特別上告) の既済事件数は四、八一四件であるが、七九・〇八%にあたる三、八六七件は三ヶ月以内に、うち六五・六八%にあたる三、一六二件は二ヶ月以内に終結している (ほとんど棄却判決である)。

(25) イタリア共和国憲法は、かつていわゆる訴訟の適正手続に関する規定が貧弱であり、憲法一一一条に、裁判上の処分に理由を付すこと (現第六項)、裁判所の判決および人身の自由に関する処分に對して破毀院への上訴が認められること (現第七項) などが定められていただけであった。

そこで、議会は一九九九年に憲法の一部修正を行い、新たに憲法一一一条の第一項として「裁判は法律に定められた適正な手続により実施される」と、また第二項に「あらゆる裁判は、両当事者の対審において、対等な条件のもとで、第三者であり公平な裁判官によって実施される。法律は、裁判の適正期間を保障する」との規定を置いた。

(26) イタリアにおける裁判官と検察官の員数は、裁判所組織法別表において規定されている。かつては、裁判官の員数は各裁判所種別（破毀院、控訴院、地方裁判所等々）ごとに決められていたが、二〇〇七年の裁判所組織法改正によって担当できる審級（第一審、第二審、上告審）ごとの割り当てに改められた。このため、破毀院裁判官および検察官の定員はなくなり「法律審において裁判または公訴をする司法官」の定員が定められた。この改正については、Maria Abbruzzese e A.A. VV., *Guida alla Riforma dell'ordinamento giudiziario* (Giuffrè, 2007), p.147. に詳しい。

現行の別表によれば、破毀院長一、破毀院副院長一、検事総長一のほか、法律審において部長等として職務を遂行する司法官五九、法律審において職務を遂行する司法官三六八、となっている。ちなみに、裁判官総定員は一〇、一〇九であり、イタリア最高司法官会議のWEBサイト (<http://appinter.csm.it/organicoOrdinari/ordord.php>) によれば、二〇〇八年度の実数は九、〇五四（男性五、二四六、女性三、三八〇）である。欠員に対する裁判官の補充は毎年行われるのではなく、数年ごと（直近は二〇〇四年と二〇〇八年）に採用試験を行う方法をとる。

二〇〇八年の試験 (D.M. 27 febbraio 2008, “Magistrato ordinario 2008: bando di concorso, per esami, a 500 posti”) は五〇〇の欠員に対する補充であり、憲法・民法・刑法の融合問題についての筆記試験のほか、憲法・民法・刑法・行政法（税法含む）・商法（破産法含む）・労働法・EU法・国際法・裁判法の各分野に及ぶ口述試験および外国語（英語・スペイン語・ドイツ語またはフランス語のうち一カ国語）という重厚なものである。

(27) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.123.

(28) 形式的に同一の条件で比較してみた。平成一九年度の既済事件の例（平成一九年度版司法統計年報1民事・行政編第五五表）によれば、最高裁判所の民事・行政事件（上告、上告受理および民事の特別上告）の既済事件数四、八一四件のうち、破棄は四七件、棄却は二、一九五件（うち決定で棄却が二、一一五件）であり合計は二、二四二件である。判決等の起案にあたる裁判官数を最高裁判所裁判官一五名と最高裁判所調査官三八名の五三名とすると（二〇〇八年度実数。イタリアの例でも破毀院長や部長職を含めているので、あえて最高裁判所長官、首席調査官および三名の首席調査官も含める）、一人あたりの平均事件処理数は、既済事件総数に対して九〇・八件、破棄・棄却に絞れば四二・三件となる。

(29) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.123. 破毀院における民事破毀判決の品質の著しい低下は、（優れた判決のみがとくに選ば

れるはずの) 法律雑誌に登載される判例を読めば、万人の目に明らかであるという。

- (30) D.L. 1 settembre 2006, n.5, “Riforma del diritto fallimentare” 30 D.L. 1 settembre 2006, n.5, “Riforma del diritto fallimentare”

- (31) L. 24 febbraio 2006, n.52, “Riforma delle esecuzioni mobiliari”

- (32) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.123. 破産院が受理事件の種別を公表していないため、労働事件の上告件数の推移を知ることができない。ただし、既決事件については種別が公表されており、二〇〇七年度に終結した労働上告事件は四〇五二件(全体の二一・六%)である。

- (33) Proto-Pisani, *op. cit.*, p.123.

- (34) 各表はイタリア司法省 (Ministero della Giustizia) が公開している年次データに基づいて作成したが、データを提出しない裁判所があるため(これはイタリアでは珍しくないが、どの裁判所のどの時期のデータが司法省に未届けであるのかについてもきちんと国民に公表されている。)、もともと正確な数値ではない(傾向を左右するほどのデータ欠損ではない)。そのため、やはり司法省の二つの報告書 “Movimento dei procedimenti civili, rilevazione dei tempi medi di definizione, variazione delle pendenze e capacità di smaltimento degli Uffici Giudiziari-Anno2004”, Min.della Giustizia, 2006 ㉞ “Analisi statistiche relative all'andamento della giustizia civile”, Min.della Giustizia, 2006 で補完した。なお、これらはすべて司法省の WEB サイトで公開されている (<http://www.giustizia.it/>)。

- (35) 地方裁判所が扱う控訴事件について、二〇〇〇年から二〇〇一年に事件数が急激に減少した理由は、労働事件および社会保障事件の管轄が変更されたことが理由である。

すなわち、従来はそれらの事件の第一審の管轄権は法務官裁判所に与えられており、その控訴審は地方裁判所が担当していた。ところが、一九九八年に行われた第一審の単独裁判官に関する制度改正 (D.L. 19 febbraio 1998, n.51, “Norme in materia di istituzione del giudice unico di primo grado”) によって法務裁判官自体が一九九九年六月一日をもって廃止されたため、現在では労働事件および社会保障事件の第一審の管轄権は地方裁判所に与えられている (民訴四一二条一項)。

これに伴い、一九九九年六月二日以降、これらの事件の控訴審は控訴院が担当することになり、その新受事件数は二〇〇〇年に一六、一六八件、二〇〇五年には三〇、三六二件となっている。これが、控訴院の新受事件数を増加させた原因の一つかもしれない。ただし、それらの事件の上告審が破毀院であることは法務官裁判所の廃止前後で変更はないので、この制度改正が破毀院の状況に影響を与える遠因となったとは言えない。

- (36) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 124.
- (37) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 126.
- (38) 国務院 (Consiglio di Stato) および会計検査院 (Corte dei Conti) は、ともにイタリア憲法一〇〇条によって設置された政府の補助機関であり、それぞれ行政上訴事件および公的な会計に関する争訟について裁判権を有する。
- (39) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 126.
- (40) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 124.
- (41) *ibid.*
- (42) *ibid.*
- (43) 正確に言えば、改正前の民訴三八四条第一項が、その内容をより正確に表現するために文言の修正を受け、さらに第一項と第二項に分割された。
- (44) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 125.
- (45) Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 126.
- (46) この点には Proto-Pisani 教授も気がついており、検察官の立ち会いは連合部だけとする案があり得る、と述べている。Proto-Pisani, *op. cit.*, p. 125.
- (47) Relazione, *op. cit.*, p. 21.
- (48) Relazione, *op. cit.*, p. 28.
- (49) Relazione, *op. cit.*, p. 37.
- (50) Atto Senato n. 1524, “Disposizioni per la razionalizzazione e l’accelerazione del processo civile”, (<http://www.senato.it/leg/15/BGT/Schede/Dditer/28156.htm>)

- (15) Relazione, *op. cit.*, p.33. りねにたいして Proto-pisani は、りねや憲法問題を生じると指摘する (Proto-Pisani, *op. cit.*, p.124.)。